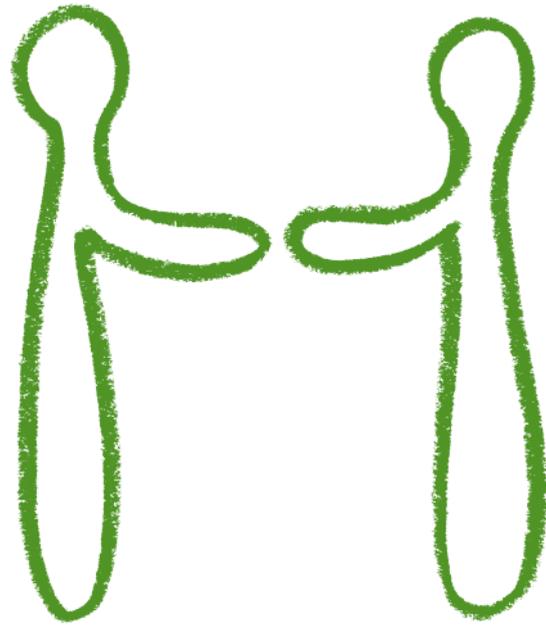


日本農業の将来に向けた プロ農業経営者からの提言

～我々の目指す未来～

「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」



エイチ エー ジー
H・A・G
Hot Agriculture Group

令和4年4月7日
公益社団法人 日本農業法人協会

《目次》

日本農業法人協会の政策提言（概要）	1
はじめに	2
1 基本的考え方	4
2 人と農地の問題の解決	4
（1）農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進	4
（2）農地の集積・集約化を生かす基盤整備	5
3 農業法人等の担い手の育成・発展	6
（1）農業の継続に必要な若手人材（農業経営者等）の確保・育成	6
（2）農業の継続に必要な外国人等の確保・育成	6
（3）農福連携の推進	6
（4）規模拡大を目指す農業法人等に対する税制措置	6
4 農業所得の向上と国際競争力の強化	7
（1）農業関係分野の規制緩和の推進	7
（2）生産資材価格の引き下げ	8
（3）流通構造の改革	8
（4）技術革新	9
（5）行政手続きのオンライン化及び大幅な簡素化と公平な運用	9
5 6次産業化と輸出の促進	10
6 米政策の課題	11
7 畜産政策の課題	12
8 野菜・果樹政策の課題	13
9 「みどりの食料システム戦略」の実現	13
10 農村政策の課題	14
11 災害が常態化する中で安心して農業を継続できる仕組みの整備	14
12 その他	15

日本農業法人協会の政策提言（概要）

日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言 ～我々の目指す未来～「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」

令和4年4月7日 公益社団法人 日本農業法人協会

目指す経営の姿

- 我々は、農業界の公益社団法人として、農業政策の展開方向を踏まえ、政治、行政及び国民に向けて積極的に提言し、規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献する。
- 会員は我が国の農業経営のリーダーとして自己責任と創意工夫で自立した経営を確立し、不断の経営改善により世界に通用する強靱な経営を続け、日本農業の発展に貢献する。

政策提言の主な事項

1 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営環境が厳しくなる中、農地の集積・集約化、経営環境整備など農政改革の方向を堅持し、より一層、定着発展させること。 ■ 成長産業化に向けた取り組みを行う担い手を対象とした経営安定対策を推進すること。
2 人と農地の問題解決	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地バンクを活性化させ所有者不明農地なども含め、地域の担い手に農地を集約させるようにすること。 ■ 担い手への農地の集積・集約化にあたり、大区画化など基盤整備事業により効率的な生産ができる状況を整備すること。
3 担い手の育成・発展	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生産技術だけではなく IT の活用や高度化する経営に対応できる人材を育成するための環境を整備すること。 ■ 労働力不足は慢性的な課題であるため、外国人やリタイアした高齢者など多様な人材を円滑に雇用できるようにすること。
4 農業所得の向上と国際競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業競争力強化プログラムに基づく流通などの構造改革等を推進し、農業経営を安定・発展させる流通システムを構築すること。 ■ 農業者の創意工夫に基づく自由な経営ができるよう、農業関係の規制改革を進めること（農地転用規制など）。
5 営農類型別の政策課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米は需要に応じた生産を進め、農地の機能に関係なく転換作物への支援は、需要のある作目の生産に対して行うこと。 ■ 国内での飼料作物生産及び施設の整備をさらに推進するとともに、より一層、耕畜連携を進めること。
6 みどりの食料システム戦略の実現	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2050年の目標達成に向け、農業法人は食料の安定供給の責めを果たすとともに、持続可能な環境にやさしい農業に積極的に取り組む。 ■ 有機農産物をはじめ農産物に対する消費者の理解を促進し、消費拡大及び有機農産物の再生産ができる施策を講じること。
7 農業を継続できる仕組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナの感染症の拡大や頻発する災害、資材価格の高騰、家畜伝染病などに対応し、農業者が安心して継続して経営に取り組めるよう、農業経営のセーフティネットである収入保険等を充実させ、加入を促進すること。

- 新型コロナウイルスの感染症の拡大、少子・高齢化、貿易交渉の進展等のなかで、農業は新たな時代に対応するための変革を求められている。
- しかし、政策面での課題は政策面で解決することが必要。このため、日本農業の一層の発展、目指す経営の姿の実現に向け、政策提言を行う。

- 日本農業法人協会は、「食料・農業・農村基本法」の理念を踏まえ、創意工夫して経営努力を積み重ねていく決意のあるプロ農業法人の全国組織。

日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言

～我々の目指す未来～「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」

日本農業法人協会会員が目指すプロ農業経営の姿

農業者の減少と高齢化、荒廃農地の増加など、我が国の食料自給と農業経営を取り巻く課題が山積しており、当協会会員はその解決に向け挑戦している。

我々は農業界の公益社団法人として農業政策の展開方向を踏まえ、政治、行政及び国民に向けて積極的に提言し、不合理な規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献する。

会員は我が国の農業経営のリーダーとして、自己責任と創意工夫で自立した経営を確立し、不断の改革改善により世界に通用する強靱な経営を続け、日本農業の発展に貢献していく。

はじめに

「食料・農業・農村基本法（新基本法）」は、農業の有する「食料の安定供給機能」と「多面的機能」の重要性に鑑み、「農業の持続的な発展」を図る必要があるため、国は効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立させ、経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした経営ができるようにすることを大きな柱としている。

日本農業法人協会及びその会員である農業法人は、この新基本法の理念を踏まえ、農業を「農地・水などの地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包括する生命総合産業」と捉え、プロ農業経営者として、国民への食料供給と農村・地域社会を支えていくという自覚を持って、不断の経営の持続と発展に努めている。

2020年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国産農産物の業務用需要が大きく減少し、市場価格が下落した。コロナ禍では、売上高が減少する経営体が多い中、IT等を活用し積極的な事業展開をした経営体は売上高を増加させる等、農業経営を取りまく環境は大きく変化している。また、人口減少・高齢化、大規模自然災害や家畜伝染病等の頻発、貿易交渉の進展、SDGsの取り組み等、農業は新たな時代に対応するための変革を迫られている。

意欲と能力のある担い手が、変化する経営環境に迅速・柔軟に対応し、離農する農業者の農地・経営基盤を円滑に継承することで、地域経済・日本経済を牽引する生産性の高い農業経営を実現していく必要がある。

それには、さらなる農地の集積・集約化、農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業所得向上に向けた国際競争力の強化をはじめとする政策面の手当てが必須である。

ここ数年の農政改革により制度面の手当てはかなり進展してきたが、確実に担い手はその効果を実感できるためには、農政改革の方向性を堅持し、これに沿った取り組みを着実に実践し定着させていくことが必要不可欠である。

また、生産現場段階では、新型コロナウイルス感染症の拡大などによる社会経済環境の変化や構造改革の進展とともに農業経営をさらに発展させるためには、政策面で解決を要する問題がまだ多く残っている。

農業法人は、地域農業の中心的な担い手として、地域の農業者等と協力しながら、地域農業の発展の先頭に立つべく、積極的に農地バンクを活用して、農業委員・農地利用最適化推進委員を率先して務めるなど、農地の集積・集約化に尽力している。

我々会員は、独自のアイデアで事業の多角化やコスト削減など、経営努力を積み重ねていく決意であるが、農業経営者の努力だけでは解決できない政策面での課題は政策面で解決するほかはない。

このため、日本農業法人協会は、日本農業を一層発展させ、「農業が若者の将来就きたい職業の第1位となること」を目指して、以下の政策提言を行う。

1 基本的考え方

- ① 新型コロナウイルスの感染症の拡大やコスト高騰など農業経営を取り巻く環境が厳しくなる中で、農地の集積・集約化、自由な経営環境の整備、農業の所得向上に向けた国際競争力の強化を軸とするここ数年の農政改革の方向を堅持し、より一層、定着発展させていくこと。
- ② 生産現場における具体的な政策課題及びみどりの食料システム戦略などの新たな施策について、担い手と農林水産省が意見交換する機会を頻繁に設け、迅速に課題を解決すること。
- ③ 例えば、米の生産現場に見られる価格下落を回避するための作物転換等の取り組みではなく、農業の成長産業化に向けた取り組みを行う担い手を対象とした経営安定対策をより一層推進すること。また、経営安定対策の推進にあたっては、諸外国における支援施策の調査なども行うとともに、消費者の理解が得られるように努めること。

2 人と農地の問題の解決

(1) 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進

- ① 農地利用については、生産性向上や先端技術の活用推進のため、担い手への集積だけでなく集約化まで進めることが必須である。このため、農地バンクの活性化を強力に進め、速やかに地域の農地の大宗を農地バンクが借り受け、担い手への集積・集約化が徹底して推進される状況を作り出すこと。また、eMaff 地図への各種データの集積を加速し、最新のデータが反映されている状態にするとともに、農業者の意見を取り入れ使い勝手がよいものにする。
- ② 担い手への農地集約化には、農地バンクが活性化することが不可欠であるため、生産現場を支える市町村、農業委員会が積極的に活動するようにすること。また、効果的な集積・集約が進まない場合、農業経営及び地域農業に精通し農地バンクと利害関係のない農地の集積・集約化に積極的な農業者等の第三者を農地バンクに関与させること。
- ③ 農地バンクの活性化の一助として、目標地図の策定に当たっては、将来の地域農業の発展を見据えた集積・集約化を最優先に考え、地域における農地の効率的かつ総合的な利用を実現すること。その際、地域外の入り作農業者の排除につながることはないよう地域内外の担い手を参画させるとともに、担い手が不足している地域については、他の地域の農業法人等（当協会が次世代サミットなどで教育・支援をする農業経営者等を含む）の参入を促進すること。
- ④ 所有者不明農地（相続未登記農地）が農地集積の障害になっていることから、農地バンク経由で利用できる所有者不明農地の利活用の制度を農地集積関係機関・団体の職員及び農業者へ周知徹底し、活用の推進を図ること。
- ⑤ 農地バンクは相手方を指定しない委任（白紙委任）が原則であることを改めて周知徹底したうえで農地を借り受けること。また、農地バンクを活用した担い手へ

の農地の集積・集約化が進まない場合は、法律によりすべての農地の農地利用権を農地バンクに集める制度（農地バンクが借りたうえで、その耕作者及び担い手に転貸する制度）を検討すること。

- ⑥ 農地バンクから借りた農地に農業用施設の設置や永年作物を植付けた際、農地の受け手に対し、当該農地を更地で返却するための費用を積み立てさせることは経営上の負担及び農地バンク利用の阻害につながる。このため、積立金を強いることをしないよう農地バンクを指導すること。また、やむを得ず積み立てさせる場合には、耐用年数や農地の賃借期間を考慮し、その額を損金として積み立てできる制度を創設すること。
- ⑦ 農地を担い手に集積・集約化するなかで、周辺の遊休農地から病害虫の発生などにより生産に支障が生じている場合があるため、支障の除去または発生防止のための制度を農地集積関係機関・団体の職員や農業者等に周知し、積極的にその制度の活用を図ること。

（２）農地の集積・集約化を生かす基盤整備

- ① 農地バンクが担い手に転貸するに際して、大区画化・給排水・大型農業機械進入路の設置などの基盤整備、樹園地における永年作物の撤去などの条件整備を行い、担い手が借りやすい状況を整えること。また、担い手がスマート農業など先進的な取り組みを進め、効率的な生産ができるようきめ細かな基盤整備を実施すること。
- ② 特に農地バンクが借りている農地に対する基盤整備事業については、面積要件を緩和し、農業者負担ゼロで圃場整備を可能にすること。その際は、未集積地域を優先することなく、既に担い手への集積・集約化を完了している地域も含め、事業効果の高い先を対象とすること。
- ③ 基盤整備事業の実施に際しては、施工コストを小さくするとともに、極力短期間で終了すること。この一環として、農業者等が自ら行う基盤整備も事業の対象とすること。
- ④ 基盤整備事業の採択要件として、実施地域ごとに「いわゆる高収益作物」（11ページの6の④参照）への無理な転換やその生産に向けた研修会の開催・受講を求めないこと（「いわゆる高収益作物」への転換は都道府県域など広域で進めるべきもの）。また、農地集積を求める場合に、実施地域の農地を利用している実施地域外の担い手の排除につながることを防ぐよう、十分に注意すること。
- ⑤ 基盤整備事業の実施に際しては、その設計についても事前に農業者との意見交換を行うこと。また、設計に際しては、圃場と接道の高低差が農作業事故の要因の一つであることから、安全性に十分配慮すること。

3 農業法人等の担い手の育成・発展

(1) 農業の継続に必要な若手人材（農業経営者等）の確保・育成

- ① 農業が儲かりまた魅力ある産業とすることで、新規学卒などの若い世代や脱サラなどした者が男性・女性関係なく農業界に積極的に参入する環境を整備すること。また、女性や高齢者等の多様な者の農業への参画を促進すること。
- ② 経営感覚を有する担い手の育成に向け、農業経営に必要な経営管理や、労務管理、人事管理、財務管理等を担当する教員を農業高校・農業大学校等に配置するなど、教育機関の指導教育機能の強化を図ること。これに加えて農業教育に農業経営者の知見を活用して、就農・営農継続に直結する実践的なものとする。
- ③ 就農した者、農業者の子弟、新規就農者、定年帰農者、経営参画を目指す女性農業従事者などが、最先端の農業機械等の操作や高度化する経営のノウハウなど経営発展につながる研修等を受けられる環境を整備すること。このほか、農業技術や農業経営のノウハウなどを気軽に相談できる農業法人を人材育成の教育機関として位置付けて支援するなど多様な農業人材の定着を推進すること。
- ④ 就農を促進するための研修については、研修先において農業生産だけではなく、農業経営の発展段階に応じて必要となる経理や営業、IT技術等の人材育成を主眼とした研修が十分できるよう予算を確保すること。
- ⑤ 近年の働き方改革等の動きを踏まえ、農業分野における他産業との人材シェアを推進するマッチング事業など必要な施策を講ずること。

(2) 農業の継続に必要な外国人等の確保・育成

農業の継続に必要な労働力を確保するため、外国人やリタイアした高齢者など多様な人材を円滑に雇用できるようにすること。特に、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、外国人材の確保が困難な状況は経営の存立に関わる課題であるため、感染防止策を措置したうえで、円滑かつ適正な受け入れを推進すること。

(3) 農福連携の推進

- ・ 農福連携の推進のため、農業法人と障がい者施設との連携による施設外就労等を推進すること。

(4) 規模拡大を目指す農業法人等に対する税制措置

- ① 農業経営者の高齢化が進むなかにおいて、計画的な農地の集積・集約化を進め規模拡大を目指す法人等を支援するため、現在の農業経営基盤強化準備金制度を延長すること。また、生産資材等が高騰している現下の状況を鑑み、生産コストの低減を図るとともに円滑な事業継承をするため、同制度の対象資産に中古品の取得も含めること。
- ② 水田農業等を対象とした税制特例としては、農業経営基盤強化準備金制度があるが、経営作目にかかわらず規模拡大を目指す農業法人の内部留保の確保による経営の安定化を図るための税制措置を創設すること。

4 農業所得の向上と国際競争力の強化

(1) 農業関係分野の規制緩和の推進

- ① 生産コストを下げ、また経営を円滑に拡大していけるようにするため、農業用施設（園芸施設等）に関する建築規制などの各種規制を順次、抜本的に見直すこと。また、先端技術活用の制約要因となる各種規制については、速やかに見直すこと。
- ② 農業用施設を設置する際の農地法・農業振興地域法等の運用については、担当者や地域ごとの差が大きい場合がある。施設抜きに農業経営を発展させることは不可能であることを踏まえて、全国統一的な迅速かつ公平・公正な手続きとなるようにすること。
- ③ 農業用施設の新設又は更新のために農用地が必要な場合において、農地転用許可を不要とすること。具体的には農用地区域内の農地に従業員のトイレや駐車場、バイオマスその他の発電施設など一定の面積を超える農業用施設を設置するには、農地を農用地区域から除外し転用する必要がある。これは将来の優良農地の集積・集約化を阻害する可能性があるため、農業用施設の設置については、円滑な事業展開ができるよう、経営規模拡大の実態に合わせた許可不要の面積基準（200 平米未満）の緩和や届出でのみで設置可能となるよう要件緩和するとともに、当該農業用施設を他の施設に変更する場合にはその時点で転用許可を義務付けること。
- ④ 農村部における都市計画法や農業振興地域法に基づくゾーニングについては、大規模化する農業経営が将来にわたり円滑に事業が進められるよう見直しを行うこと。
- ⑤ 農業用車両はその走行実態から、運送用車両と同等の車検制度の適用は不合理である。車検時期の延長及び検査項目の限定などにより、実態に合った合理的な仕組みとすること。
- ⑥ 特殊車両通行許可制度については、制度を抜本的に見直すこと。なお、抜本的な見直しができない場合は、申請書類の削減や申請手続きを簡素化すること。
- ⑦ 農外企業の農業参入にあたっては、短期間での離農や投機目的の農地転用など地域における農業の発展を妨げることがないように制度運用すること。
- ⑧ 農業の生産現場における消防法の適用にあたっては、コストの負担軽減などのため、消防法施行令の特例（第 32 条）に基づく運用は、消防庁の検討結果（令和 3 年 11 月 16 日付け公表の報告書）のとおり統一的なものとする。
- ⑨ インボイス制度の農協等特例によって、「買取販売」を行っていた集荷業者・団体が同特例の対象となる「無条件委託販売」に先祖返りする動きが見受けられる。これは、農業競争力強化プログラムに逆行するとともに、同特例の対象外の取引を行っている農業者・集荷業者・団体においては、取引先の減少につながる。このため、消費税額の正確な把握及び納税というインボイス制度の趣旨に基づき、消費税を納税すべき者が確実に納税するよう制度運用を徹底すること。
- ⑩ 災害に強い農業用施設の設置にあたり、農地法や都市計画法、建築基準法の建築

確認等の関連法令が障壁・負担になっており、防災を考慮した農業用施設の設置を阻んでいる。このため、これらの規制を緩和すること。

(2) 生産資材価格の引き下げ

- ① 農業競争力強化プログラムでは、生産資材業界の構造改革や全農等の生産資材の買い方の見直しを進めるとしているが、未だ十分な成果は得られていない。このため、同プログラムの政策方針を確実に実行し、生産資材価格引き下げの成果を挙げること。
- ② 定期的に、農産物の主要輸入国における資材費や人件費など農業経営に関わる主なコストを対象とした諸外国の調査を引き続き行うこと。その際、時系列で諸外国とのコスト比較を行うと共に、生産資材に関する法制度について点検を行い、必要な改善を図ること。
- ③ 農業者への助成金などを理由に集荷業者や農機具等のメーカーなどから農業者が取引価格の上乗せや引き下げを不当に強要されることがないよう業界に対し指導すること。
- ④ 近年、燃油や肥料、農業用資材等が世界的な経済情勢により高騰しているが、経営者の経営努力だけではコスト削減に限界があるため、コスト削減や効率的な生産に取り組む農業者を支援すること。また、農産物の生産に不可欠な農業用資材等の入手が困難な状況になる動きもあるため、食料安全保障面からも農産物の生産に支障がでないよう農業資材等の業界に対する支援を行うとともに、肥料については国内での調達を実現するため、糞尿の肥料化等、研究開発を推進すること。

(3) 流通構造の改革

- ① 農業競争力強化プログラムでは、生産者に有利な流通構造を確立するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大や全農等の農産物の売り方の見直しを進めるとしているが、未だ十分な成果は得られていない。このため、同プログラムの政策方針を確実に実行し、ビジネスモデル改革の成果を挙げること。
- ② 米の価格形成に大きな影響を及ぼす「無条件委託販売」からリスクを負った「買取販売」へのさらなる転換を集荷業者・団体に求めるとともに、生産者の所得向上につながる実需者・消費者への直接販売を中心とする流通・加工構造への改革をさらに進めること。
- ③ 農業経営の持続及び発展させるため、生産コストに見合う効率的な流通システムを整備すること。また生産者と消費者及び食品産業界が中間流通を回避し、今以上に近い位置で繋がる流通システムを確立し、生産コストを上回る価格で安定した取引が行えるようにすること。
- ④ 規格の簡素化や主要農業国の市場手数料率（農業者負担）及び税制を調査し、手数料を含めた卸売市場制度の改革など流通構造の改革を推進すること。また、この一環として、卸売市場については、手数料水準、出荷奨励金を含めて従来の取

引慣行を徹底的に見直し、市場法改正を踏まえた改革を加速すること。

- ⑤ 市場取引における画像取引など IT 化を進め、現物が無くても円滑な取引ができるよう取引環境を整備し、農産物が物理的に市場を経由することなく、流通する仕組みを推進すること。
- ⑥ 物流コストの上昇は農業経営に大きな影響を与えており、コストを最小化する物流システムを構築すること。その際、省庁の垣根を超えて政府全体で取り組むとともに、IT・AI 等を活用し、物流トラックの空車情報を活用した物流版 UBER（配車サービス）のような仕組みの構築などを検討すること。

(4) 技術革新

- ① デジタル田園都市国家構想の実現及び生産現場における作業の省力化に向け、IT・AI・ロボット・ドローン・ビッグデータ、オープン API 等の技術開発を加速させること。また、これらの技術を有効に活用するため、中山間地域をはじめとする農村地域へのローカル 5 G 等の導入によりデジタル・インフラを整備すること。
- ② 技術開発については、農業者の意見を反映させ、生産現場での使い勝手が良い実用的なものにするとともに、農業者が所得との関係で負担しうる相応のコストで活用できるようにし、急速な普及を図ること。また、農研機構が行っている研究結果を農業者や地方自治体に広く周知するとともに、その研究成果を実用化できるよう農機具メーカーなどを支援すること。
- ③ 昨今の気候変動にも耐えうる強い品種、生産コストの削減に資する品種など、生産現場と消費者ニーズを踏まえた需要のある品種開発を官民協力のもとに迅速に進めること。
- ④ 農業者のニーズを踏まえて、農薬メーカーによる薬害試験や登録をさらに推進させ、農業用ドローンで使用可能な農薬の対象を拡大すること。
- ⑤ 現在政府で進めているドローンの操縦ライセンス制度導入にあたっては、十分に農業者との意見交換を行い、ドローン利用拡大に資する制度にすること。
- ⑥ 農業者が新たな技術に取り組む際のリスクを軽減するため、農業用ドローン等新たな農業機械を農業共済保険（農機具共済）の保険対象にすること。

(5) 行政手続きのオンライン化及び大幅な簡素化と公平な運用

- ① 手続きのオンライン化にあたっては、申請に必要な添付文書を思い切って削減し、簡素化すること。また、オンライン化は、農林水産省のみでなく、手続きに関わる市町村等すべての関係機関を含めたトータルな仕組みとすること。
- ② 農地バンク利用時に必要となる各種申請書類及び手続きを簡素化するなど手続きの負担軽減のため、各種行政機関等が有する各種データの連携を円滑化し、農業者が重複して資料を提出する必要がないようにすること。
- ③ 在留審査等のための申請・報告書類が多く、その事務作業・手続きに多くの時間を費やしている等農業者にとっては負担が大きいことから、在留審査手続きに必

要な書類の簡素化、オンライン化及び円滑かつ速やかな手続きを行うこと。

- ④ 各種補助事業の執行にあたっては、労働力不足などにより工期の長期化が起こる生産現場の実態を踏まえ、繰越制度の一層の柔軟化や予算執行の複数年化など、事業の執行期限の運用を柔軟化すること。
- ⑤ 国の施策（事業）の実行にあたり、地方自治体の対応に差が生じ、それにより施策の受益者にも差が生じている。このため、国は地方自治体に対し情報の共有を確実にを行うとともに、施策採択の判断を公平に行うよう指導すること。
- ⑥ 全ての補助事業について、大規模経営体は1戸でも複数戸以上に地域振興に貢献（従事者数、耕作面積）していることから、受益従事者数・受益面積などを要件とし、戸数要件を廃止すること。
- ⑦ 効率的な生産及び税金の有効な活用のため、補助事業で導入した対象物を補助事業の目的から外れない範囲で、改良及びその使用を認めること。
- ⑧ 地域の担い手として位置付けられている農業法人は、農地を集積・集約化することで経営規模を大きくし、効率的な生産に取り組んでいる。このような大規模経営体が土地改良事業等の補助事業を活用する際、国は大規模経営がゆえに事業費の増大のみを理由に事業の分割を強いることなく、地域農業に与える事業効果をみて事業を公平・公正に採択し、経営発展を支援すること。
- ⑨ 農地の転用許可等、行政による許可は、その権限を生産現場に近い行政機関に下ろし、窓口のワンストップ化を図るとともに標準事務処理期間を遵守し、迅速な対応を実現すること。また、農地における農業用施設の設置にあたっては、円滑な事業実施のため、都市計画法の開発行為の許可等を含め、農業委員会のみでのワンストップ化による手続きで完結できるよう制度を見直すこと。
- ⑩ 家畜の糞尿処理対策に関して、科学的かつ生産現場で運用可能なものとするとともに、全国統一的な公平・公正な運用を行うこと。
- ⑪ 畜舎の固定資産税について、農業用施設ではなく一般家屋並みにしている地域があるため、農業用施設として課税されるよう、全国統一的な公平・公正な運用を行うこと。

5 6次産業化と輸出の促進

- ① 6次産業化は、川下の付加価値を生産者サイドに取り込むことが目的であり、農業者の可能な直接販売等から始め、必要に応じ加工業者等と連携するなど、着実にこの取り組みを進めることが重要である。このため、連携・相談先に関する情報の提供など、農業者等のリスクを小さくし、6次産業化に積極的に取り組める環境を整備すること。
- ② 輸出については、国別・品目別にクリアすべきことを完全に網羅した一覧表や実務的な内容を記載したフローチャートを準備し、ワンストップの相談窓口を設けるなど、農業者等のリスクを小さくし、輸出に容易に取り組める環境を整備すること。
- ③ 産地ごとの売り込み競争にならず、オールジャパンでの輸出促進につながるジャ

パンブランドの育成に努めること。また、品目別の輸出促進団体の発足にあたっては、農業者の自由な経営展開を妨げる行為（独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する行為など）がないようにすること。

- ④ 輸出用米への支援は、実需者との事前契約ではなく輸出証明書に基づく輸出実績ベースでの支払いにすること。
- ⑤ 新型コロナウイルスの感染症の拡大により、乳製品の需要が減少し、脱脂粉乳などの在庫が積み上がっているため、乳製品の輸出をより一層積極的に推進すること。また、国内における乳製品の消費をさらに喚起するとともに、輸入品と国産乳製品との置き換えを進めること。
- ⑥ 成田空港の隣接地に開場した成田地方卸売市場は、国内初の農産物等の輸出ワンストップ機能を有しており、関東圏にとどまらず、日本全体の農産物等輸出促進に資する施設である。このため、同施設の利活用を国としても積極的に支援すること。

6 米政策の課題

- ① 販路を有する又は販売の見通しがある農業者に対して生産抑制を強要することがないようにすること。このためにも、平成 29 年産以前のように、国・都道府県等の行政配分による生産調整に戻さないこと。また、行政による生産数量目標配分が廃止された平成 30 年産以降、各地域の地域農業再生協議会や集荷団体において、需要に応じた生産やこれに基づいた集荷及び販売がしっかりと行われていたか否かの検証をすること。
- ② 集荷業者や団体を通じて米を販売する生産者においても需要に応じた生産を強く意識し、責任をもって米の生産に取り組むため、生産者自らが各々の販路・販売状況を踏まえて生産調整を判断できるよう、集荷業者・団体は、集荷した米の販路・販売状況（特に販売未了が生じている場合にはその数量）を生産者に明確に伝える必要がある。この実施を大前提としたうえで、地域の再生協議会で生産者又は集荷業者・団体等関係者が公正かつ活発な議論が行えるように、集荷業者・団体は、集荷した米の販路・販売状況（特に販売未了が生じている場合にはその数量）を生産者に明確に伝えるなど環境を整えること。
- ③ 水田農業の生産振興に係る補助金については地域の再生協議会ではなく、需要に応じた生産及び販売にしっかりと取り組んだ者に対して直接支援すること。
- ④ 米でも転換作物でも、農業者自らが販路を確保し、売れるものを作り、収益を確保することが前提である。ついては、作るだけで収益が上がると誤認を招きかねない「高収益作物」という用語の使用は避けること。
- ⑤ 水田における転換作物の生産は、米の供給を抑制するためではなく、需要のある農産物を積極的に生産する目的とし、生産する農地の機能（将来、水田として活用するか否か）を問わず、国内で不足し、需要のある作目の生産に対して積極的に支援すること。また、水田を畑地化し、需要のある作目を低コストで効率的に生産するために必要となる基盤整備、機械・設備やスマート農業等の導入を推進

すること。

- ⑥ 消費者・実需者ニーズを的確に捉え、需要に応じた転換作物を機動的に生産するため、同一作物の複数年契約や都道府県・市町村による転換作物の指定を廃止すること。
- ⑦ 転換作物によっては、乾燥施設などの設備の整備及び耕畜連携が密になされないと生産振興につながらないため、転換作物の生産に取り組みやすい環境整備をさらに進めること。
- ⑧ 米の現物市場については、農業法人等の現物市場外で行う適正な価格での取引を歪めることがないように留意すること。また、米の価格変動リスクの軽減や需要に応じた生産を計画的に取り組むため、先を見越した公的な価格指標の公表を検討すること。

7 畜産政策の課題

- ① 国際情勢に左右されない国内における安定的な飼料生産及び供給により、国産飼料の自給率を向上させるため、米の転換作物に限らず、国内での飼料作物の生産をさらに推進すること。また、国産飼料の生産・利用を普及・推進させるため、国産飼料向けの乾燥施設等、インフラの整備を推進すること。
- ② みどりの食料システム戦略の取り組みを進めるにあたり、さらなる耕畜連携が重要になることから、耕種農家と畜産農家のマッチングの一層の推進を図るとともにその支援に取り組むこと。また、堆肥の活用は同戦略上、必要不可欠な取り組みであるため、保管施設、散布用機械などのハード面や輸送コストなどのソフト面の支援を実施すること。
- ③ 家畜伝染病予防法に基づく防疫対策・飼養衛生管理基準の運用は、科学的かつ生産現場で運用可能なものとするべきであり、農業者の経済的負担を小さくし、経営が持続できるよう十分配慮すること。また、家畜伝染病の蔓延は、農業者だけの責任ではないことから、補償においては、特別手当金の減額措置等、農業者に対し過度な責任を負わせないよう十分配慮すること。
- ④ 家畜伝染病の水際対策を強化するとともに、伝染病の発生を事前に防ぐため、日頃より池沼・野生動物等の定期的な病原調査や野鳥等の飛来調査を行い、その調査情報を農業者に対しリアルタイムで周知すること。
- ⑤ 畜舎汚水の排水基準を順守することは経営上の負担が大きいため、暫定排水基準の期限を延長すること。また、将来、排水基準を高める場合は、その基準をクリアするため、高性能な浄化槽設置等、ハード面の整備に対する支援をすること。
- ⑥ 畜舎建築特例法の対象となる畜舎について、市街化区域・用途地域などで機械的に線引きせず、生産現場の実態に合わせた制度に見直すこと。
- ⑦ 産業動物に関する獣医が不足している現状があることから、対策を講ずること。

8 野菜・果樹政策の課題

- ① 指定野菜価格安定制度は、生産地域や出荷先によって補給金の交付対象が制限されていることから、国は収入保険制度を農業者がより利活用しやすいような制度に拡充するとともに、生産者は積極的にその制度を活用することで、経営の安定化を推進すること。
- ② 担い手の経営規模が拡大する中、農産物の盗難被害に対する防止策には限界があることから、警備システムの開発及び普及を推進すること。また、その技術を活用できるよう無人飛行等の規制を緩和すること。
- ③ 農繁期の人手不足に対応するため、都市部の人材、行政機関や民間企業等の他分野の人材を短期間の雇用であっても確保できるよう環境整備し、農業従事者として定着を図ること。また、農閑期における産地間や法人間での農業従事者等のマッチングを通じた派遣等ができる制度の創設を検討すること。

9 「みどりの食料システム戦略」の実現

- ① SDGs や有機農業など、持続可能な環境にやさしい農業を求める声が国の内外で大きくなることを真剣に受け止め、農業者がこれに円滑に対応できる環境を整備すること。
- ② 「みどりの食料システム戦略」の 2050 年までに目指す姿の実現に向け、農業法人は食料の安定供給の責めを果たすとともに、持続可能な環境にやさしい農業に積極的に取り組む。このため、農地の集積・集約化、スマート農業の実装、IT 利用の効率的な流通等を着実に実行すること。
- ③ 2050 年カーボンニュートラルに向け、農業分野でも、二酸化炭素排出エネルギーから非排出エネルギーへの転換、二酸化炭素吸収力の向上などが急務であり、国が総力を挙げて抜本的な技術開発・実用化を進めること。また、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量 30%低減に向け、耕畜連携を強力に推進し、その実行に必要な支援措置を講じること。
- ④ 生産現場におけるエネルギーの転換は、大規模な設備投資が必要になり、経営への影響は大きいため、農業経営が政策により左右されないよう、国として推進する再生可能エネルギー等を具体的に示し、長期間一貫した政策を推進すること。
- ⑤ 地球的規模で温暖化による自然災害や異常気象の発生が増えており、地球環境に負荷を与えない農業・農法への転換に率先して取り組むことが急務である。このために、地域への利益還元を組み込み、農業者が取り組む意欲を喚起するとともに、再生可能エネルギーを含めた地域資源をフル活用し、いわゆる物質循環を重視した政策を強力に進めること。
- ⑥ 耕地面積に占める有機農業の面積割合を 2050 年までに 25%(100 万ヘクタール)に拡大する目標の実現にあたり、消費者に対し有機農産物及びその生産過程などの理解の促進と消費拡大の啓発を推進するとともに、有機農産物等に関する各種表示制度を整理・集約化し、分かりやすいものとする。また、農産物の認証の手続きを必要とする場合、農業者に申請手続きや費用などの負担をかけない仕

組みとするとともに、有機農産物を再生産できる施策を講じること。

10 農村政策の課題

- ① 農業構造の変化により、これまでの地域の農業者による共同管理などでは対応できない課題が出てきており、これが今後拡大することが想定されたため、これらの課題を洗い出し、対応策を早急に検討すること。特に、農地・水路等の農業インフラの維持が、地域の共同管理では行えず、担い手農業者が単独で行わざるを得なくなっているところも出てきており、こうした場合の対応策を早急に確立すること。
- ② 多面的機能支払交付金については、地域に人がいなくなる中で、従来の仕組みでは対応できなくなっており、集落営農や農業法人が一括して作業を行い、交付金を受けられるようにすること。
- ③ デジタル田園都市国家構想に基づき、若い世代を含めて農業者が農村に定住して農業経営ができるよう、IT 等も活用して快適に生活できる環境の整備を進めること。
- ④ 担い手の経営規模が拡大する中において、深刻化する野生鳥獣による農作物被害を未然に防ぐことは困難であるため、中山間地域への防護柵設置等の対策を推進すること。また、駆除を担うハンターの高齢化が進む中、新たな駆除の担い手へのPR活動や研修、被害防止のための新技術の開発及びその活用を推進すること。

11 災害が常態化する中で安心して農業を継続できる仕組みの整備

- ① 近年の大型台風の襲来、集中豪雨の頻発等異常気象の発生、新型コロナウイルス感染症や豚熱、鳥インフルエンザ等の疾病の蔓延など、リスクが著しく増大しており、農業者による事前対策などの自助努力だけでは対応できなくなっているため、収入保険等のセーフティネット対策を充実させること。また、近年、重大な災害が頻発していることを踏まえて、被災後の経営再建を含めて、農業者が安心して継続的に経営に取り組める仕組みを整備すること。
- ② 農業経営のセーフティネットである収入保険の加入促進と対象業種の畜種への拡大を進めること。その際、農業者の意見をよく聞くこと。
- ③ 収入保険の加入促進のため、発動基準を発動しやすくする（現行の9割を9.5割にする等）一方で、補償下限を引き上げる（現行の7割を8割もしくは9割とするなど）タイプを検討すること。
- ④ 農業者は自助努力で可能な災害対策として「事業継続計画（BCP）」の作成に取り組んでいる。については、BCP策定による減災効果を検証し、収入保険の掛金を軽減する仕組みを検討すること。
- ⑤ 東日本大震災後10年以上経過し、一部の国や地域においては、日本からの輸入規制を緩和・撤廃してきている。しかし、東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、一部の消費者や諸外国が被災地産の食品購入をためらうことや輸入禁止措置を継続するなど風評被害がいまだ継続している。東京電力福島第一原子力発

電所の処理水が海洋放出されれば、風評被害が拡大する懸念がある。このため、科学的知見による放射性物質等に関する正しい知識の啓蒙や農産物などの安全性についての情報発信をさらに強化すること。また、復旧・復興が完遂するまで国が責任を持って対応すること。

- ⑥ これまでは、災害ごとに、国が災害の大きさを考慮して、対策を決めてきたが、災害の全体規模と被災農業者にとっての被害の重さは関係がない。このため、災害時の対策メニュー（被災者にとっての支援要件と支援策）をあらかじめ明示し、災害の全体規模にかかわらず、被災農業者が支援を公平かつ確実に受けられるようにすること。
- ⑦ 農作業事故による死者数は、減少傾向にあるものの、毎年約 300 人に上っていることから、農業者、メーカー、行政が一体となり、作業前チェックリストの作成、農業機械研修及び事故に備えた保険制度の活用周知など、安全対策を進めること。

12 その他

- ① 近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、農産物の安定供給が脅かされている事態を踏まえ、農業の重要性や国産農産物の生産振興が国民生活の安定に欠かせないものであることをしっかりと国民に周知すること。
- ② 農業界と経済界においてあらゆる分野で連携を強化し、両者がともに発展していける環境を整備すること。
- ③ 低迷する食料自給率を改善できない現状と世界的な人口増加による食料不足の懸念を踏まえると、島国日本において食料生産の重要性を広く国民へ理解・周知する活動は重要であることから、パリ国際農業見本市のような事業を国がリードする形で執り行うこと。

以上



公益社団法人日本農業法人協会

<http://www.hojin.or.jp>

nogyo@hojin.or.jp

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル 1F